

別表第二 1 行政センター地区地区整備計画区域

伊勢原都市計画行政センター地区地区計画

昭和62年10月1日都市計画決定 市告示第64号

位置面積 田中、池端及び伊勢原四丁目地内 約10.2ha

計画地区の区分	ア	イ	ウ	エ	オ		カ	キ
	建築等をしてはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限 (外壁等から道路又は隣地境界線までの距離の最低限度)		建築物の高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限
					(ア)	(イ)		
	次の各号に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) ホテル又は旅館 (3) 自動車教習所 (4) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (5) 個室付浴場業に係る公衆浴場 (6) 建築物の1階(当該建築物の床面のうち、当該敷地が接する道路の高さの平均に最も近い階をいう。)部分を住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿(以下「住宅等」という。)の用途に供するもの。ただし、当該部分が住宅等の出入口又は階段の部分のとき及び階数が2以下のときは、この限りでない。		次の各号に掲げる区分による (1) 敷地面積が500平方メートル以上の場合 10分の8 (2) 敷地面積が250平方メートル以上500平方メートル未満の場合 10分の7 (3) 敷地面積が250平方メートル未満の場合 10分の6	200平方メートル				
この表のエ欄における敷地面積で、地区施設を整備することにより、敷地面積が減じる場合においては従前の土地の面積を敷地面積とみなして適用するものとする。 この表のエ欄における敷地面積で、地区施設を整備することにより、敷地面積が200平方メートル未満となる場合においては適用しない。								

